改正電子帳簿保存法

2022年１月施行開始（猶予２年）

電子取引(区分③)における電子保存への対応

電子取引において、取引データを印刷し、
“紙で保存”では保存していることにはなりません。

（対象：すべての法人・個人事業主）

▼電子帳簿保存法上の３つの区分▼

区分①電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

区分②スキャナ保存

紙で受領・作成した書類を画像データで保存

区分③電子取引

電子的に授受した取引情報を一定の要件を満たしてデータ保存

改正後、

電子化要件が緩和

- 税務署長の事前承認制度が廃止
- タイムスタンプ入力期間の長期化
- 検索要件における緩和措置の設定

厳格化

「電子取引」のデータ保存義務化

ポイント

一定の保存要件を守って保存することが必要

▼一定の保存要件とは▼

- ✓ 真実性の確保　・・・改ざん防止のための措置をとる
- ✓ 検索機能の確保・・・「日付・金額・取引先」で検索可能とする
- ✓ 見読性の確保　・・・情報の内容を必要に応じて目視可能とする

具体的にどう対応すれば…？

専用システムを導入せず、コストを抑えて対応可能！

保存要件を満たした対応方法の一例

保存要件	対応方法　例
真実性の確保 改ざん防止のための措置をとる	**事務処理規定の整備** ＋
検索機能の確保 「日付・金額・取引先」で 保存データを検索可能とする	**（ｸﾗｳﾄﾞｻｰﾋﾞｽ）の運用** ・税務署職員によるダウンロードの求めに応じられる運用を行う ・ファイル名を『取引年月日、取引金額、取引先名』の3項目で構成し、保存 ＋
見読性の確保 情報の内容を必要に応じて 目視可能とする	**ディスプレイやプリンター設置**

長期間のデータ保存に向けた、安定的なデータ運用が重要なため、

Collastorageによる運用をお勧めします！
コラストレージ

クラウド保存にすれば安心 そして、社内DXも同時に推進！

BCP対策
（事業継続計画）

災害や事故など
想定外の事象にも安心

リモートワーク

会社の外からも
社内データにアクセス

社内外での共有

大容量ファイルでも
社内外で簡単に共有

東芝テック株式会社
〒141-8562 東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー
ホームページ https://www.toshibatec.co.jp/

202201_TTEC_Rev.01